

無料

聞いてください！介護の悩み

「介護なんでも相談」

始めました

- 【開催日時】 毎週月曜日 午前10時～午前11時
- 【場 所】 日野病院 正面玄関フロア
- 【相談内容】 介護・健康に関することなど
- 【担当者】 在宅介護支援事業所職員
(看護師、ケアマネージャー)



介護について、なんでもご相談ください！

6月から「介護なんでも相談」コーナーを病院正面玄関フロアに開設しました。介護について日ごろから、「これでいいかなぁ・どうしたらいいかなぁ」などお悩み・お困りのことをご相談ください。一緒に考えていきましょう。皆さんのお越しをお待ちしています。

【問合せ】 日野病院 (電話 72-0351)

【障がい者・ひとり親家庭】の皆さんへ

特別医療費受給資格者証の更新手続きを

健康福祉課からの
お知らせ

特別医療費受給資格者証の交付を受けている人は、更新が必要です。受給資格者証の更新を次のとおり行いますので、忘れずに更新手続きをしましょう。不明な点は担当までお問い合わせください。

- ◆特別医療費には所得制限があります。
所得金額によっては受給停止になる場合があります。(障がい者・ひとり親家庭)
- ◆次の場合は、更新の必要はありません。
 - ▶中学校卒業までの人
 - ▶特定疾病(ぜんそくなど)の人

更新期間

6月21日(火)～30日(木)

受付窓口

- 【根雨・日野地区にお住まいの人】… 役場健康福祉課
- 【黒坂・菅福地区にお住まいの人】… 役場黒坂支所

手続きに必要な物

健康保険証、印鑑(認印可)
現在お使いの特別医療費受給者証

【問合せ】 役場健康福祉課
特別医療 担当 伊田達彦 (電話 72-0334)

| 特別医療費受給資格証 () | |
|------------------|------------|
| 区分 | |
| 公費負担者番号 | |
| 受給資格証記号番号 | 日野 |
| 受給資格者 | 氏名 |
| | 生年月日 |
| | 住所 |
| 一部負担金 | |
| 月額負担上限額 | 入院 |
| | 入院外 |
| 有効期間 | 自 平成 年 月 日 |
| | 至 平成 年 月 日 |
| 平成 年 月 日 | |
| 鳥取県日野郡日野町長 景山 享弘 | |
| 鳥取県日野郡日野町長之印 | |

青色の受給者証です。ご確認ください

農業委員会だより No.29



農業委員の交代

伯耆農業共済組合の理事交代により、共済推薦の委員が交代します。



上谷 修さん (久住)
〔共済推薦〕

後任委員を紹介します

【任期】

平成 23 年 6 月 1 日～平成 25 年 6 月 18 日



若林 朗さん (金持)

お疲れさまでした
若林 朗さん

昭和46年就任以来、40年間の長きにわたり日野町の農業発展に多大なるご貢献をいただいておりますが、任期満了により退任されることとなりました。
一口に40年とはいうものの、その間、会長など要職を歴任されたぐいまれな指導力で後任の委員も安心して活動させていただくことができました。ありがとうございました。健康に留意され、ますますのご活躍をお祈りいたします。

問. 田や畑などの農地は、勝手に売買したり、ほかの用途に転用できますか？

答. 勝手にはできません。優良農地を確保するため農地法により制限されており許可が必要です。今回は、耕作目的で権利移動する場合の手続きについて説明します。

耕作目的の農地の権利移動(農地法第3条)

- 売買などにより、耕作目的で農地の権利を移転するには、農地法第3条による農業委員会または県知事（申請人が町外の住所の場合）の許可が必要です。
▶ ただし、許可を申請する人は、申請地を含めて30～50アール以上耕作（地域により設定されている）している農家および農業生産法人などであることなど一定の要件があります。
- 許可を受けず、勝手に所有権移転をした場合は法的に無効です。
(相続による取得の場合は、農業委員会への届出が必要です)

農業委員会では、この許可申請を受け付け、定例総会において内容を審査し、許可・不許可の意思決定を行い、申請者に通知します。
(権利の取得者が町外在住の場合には、定例総会での審査結果を意見として付し、許可権者である県知事に書類を進達します)

次回(8月号)は、農地の転用について説明します。

活動報告(5月～6月)

- 5月9日(月) 総会＝6件の農用地利用権設定申請を審議し承認
- 5月13日(金) 市町村農委会長・事務局長会議(場所:湯梨浜町)
- 5月19日(木) 農業者年金担当者研修会(場所:倉吉市)
- 5月20日(金) 農業相談(場所:農業委員会事務局)
- 5月26日(木)～27日(金) 全国農業委員会会長大会(場所:東京)
- 6月8日(水) 総会＝8件の農用地利用権設定申請と農地法第3条による所有権移転を審議し承認
- 6月20日(月) 農業相談(場所:農業委員会事務局)

ご利用ください「農業相談」
(受付は農業委員会事務局)

【今後の農業相談日】

▶ 7月20日(水)

▶ 8月22日(月)

● 時間＝午前9時～正午

● 場所＝農業委員会事務局